

深井人事部長

誠に申し訳ありませんが、Indefinite Leave to Remain (永住ビザ)のスタンプが、現行パスポートに無い事が本日の一次面接の後で分かりましたので、残念ですが二次面接に進めることが出来ない旨ご了解お願い致します。

〇〇候補者

私は今まで就職する際、古いパスポートの ILR をお見せして、其のコピーを取っていただくことで全く支障ありませんでしたし、そもそも私は永住権を持っているので何ら問題ないはずですが？

深井人事部長

そうですね。何か方法があるのかも知れませんが、弊社の方で再度チェックしてセンターピープルさんを通して連絡させてください。

不法就労者取締りの為、Home Office は雇用者側が、企業の義務として就労可否のチェックをする為のガイド「Employer's guide to right to work check」を発表しました。この文章を日本語で解説したものが下記リンクにてお読みいただけます。

[“雇用者がなすべき責務としての就労権のチェック”](#)

[前号の会話はここを“クリック”](#)



そのときお役に立ちます！

センターピープルの人材紹介部門にすぐにコンタクトを（英国、欧州）

電話 : +44(0)20 7929 5551

メール : japan@centrepeople.com